

生存権裁判最高裁第1小法廷判決に対する声明

2014（平成26）年10月6日

京都生存権裁判原告団

京都生存権裁判を支える会

京都生存権裁判弁護団

生存権裁判を支援する全国連絡会

本日午後4時、京都府内在住の89歳、85歳及び79歳以上の生活保護利用者3名が京都市または城陽市を被告として、2004年から2006年にかけてなされた老齢加算の減額廃止を内容とする各保護変更決定処分の取消等を求めた裁判に対し、最高裁判所第1小法廷は、上記各処分について違法はないとした原審大阪高裁判決を維持し、原告（上告人）らの上告を棄却した。

原告らは加齢に伴い全身の機能が低下し疾病を抱えながらも、食費や被服費等を切りつめ、生活費をやりくりしつつも社会との関わりを保ち、老後も人間らしい生活を送るため懸命の努力を続けてきた。原告らにとって老齢加算は憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」の一部として、必要不可欠なものであった。しかし、老齢加算の減額廃止処分により、それまでかろうじて維持されてきた人間らしい生活は文字どおり破壊された。

これに対し、2005年4月に全国で一番初めに、老齢加算の減額廃止は生存権侵害であると声を上げ、提訴したのが原告松島である。原告松島の後に続けとばかりに、これまで100名を超える高齢者が全国で立ち上がり、「生存権裁判」を闘ってきた。2012年2月28日には最高裁第三小法廷で東京都在住の原告らの訴えが退けられ、また、同年4月2日には福岡県在住の原告らについて画期的な認容判決を出した福岡高裁判決が最高裁第二小法廷によって破棄差戻しされるなど、これまで最高裁は憲法25条の生存権そのものであるはずの高齢者の生活を「期待的利益」などと著しく矮小化し、原告らの悲痛な叫びを徹底的に無視してきた。

ナショナルミニマムそのものである生活保護基準は、最低賃金、社会保障給付、保険料・税等の負担など他の諸制度や諸施策の金額と連動しており、保護基準の切り下げは国民生活全般の生活水準を切り下げる結果を招来するという極めて重大な影響を及ぼす。しかし昨年8月以降、生活保護世帯の実に96%を対象とし、平均6.5%、最大10%もの

生活扶助基準の切り下げが学識経験者らの意見を踏まえることなく強行され、また、住宅扶助や冬季加算額についても国によって恣意的な資料に基づく切り下げへの強固な誘導が今まさに行われている。このように、ナショナルミニマムの意義が政府によって完全に骨抜きにされつつある中、本判決は同日3時に出された福岡事件の(再度の)最高裁判決と同じく、上記2012年判決後初めて出される最高裁判決として、生活保護利用者の生活実態に即した判断基準が示されるか否かが、とりわけ注目されていた。

しかし本日言い渡された判決は、生活実態に即した判断を求めた、そして慎重かつ統一的な判断のため大法廷への回付を求めた原告らの願いをいずれも打ち砕き、恣意的な「特別集計」に基づく政府の誤った政策を無批判に追認するものである。行政決定の判断過程を統制するための法理論としての緻密性としても著しく欠け、人権の砦としての職責を果たさない不当な判決と言わざるを得ない。

我々は、この判決の不当性を広く市民に訴えるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を守るため、今なお最高裁や高裁で戦う全国各地の原告団、弁護団及び支える会をはじめ、その他の関連訴訟とも連帯を強化しながら引き続き全力で闘うことを宣言する。

以 上

福岡生存権裁判最高裁判決について

2014（平成26）年10月6日

福岡生存権裁判原告団

福岡生存権裁判弁護団

北九州生存権裁判を支える会

生存権裁判を支援する全国連絡会

北九州市在住の79歳から97歳の生活保護受給者29名が北九州市を被告として、老齢加算の減額・廃止を内容とする保護変更決定処分取消しを求めた裁判について、本日、最高裁判所第一小法廷は、上告人（原告）らの上告を棄却する不当判決を言い渡した。

老齢加算は70歳以上の生活保護受給者に対し、加齢に伴う特有の生活需要を満たすために1960年から支給されてきたものであるが、厚生労働大臣は2004年4月から減額を開始し2006年4月に全廃した。その結果、70歳以上の生活保護受給者は単身世帯で月額9万0670円の生活扶助費から1万7930円もの給付を奪われることとなった。

老齢加算の全廃から8年半が経過した現在、上告人（原告）らは慢性疾患が累積し自由が利かなくなってきた身体づらさを抱え、健康状態の悪化や社会的に孤立していくことを恐れながらも、厳しい住環境の中での暑さ寒さに耐え、食事・人付き合い・入浴などといったささやかな欲求をひたすら押し殺して生きている。上告人（原告）らがこの裁判を闘っているのは、いくら生活保護を受けているとはいえ、人としての誇りも保てない、ただ生かされているだけの生活を当然のように強いる国の態度への人間としての深い憤りからである。

生活保護を受けることが権利であることを確認し、厚生労働大臣の老齢加算廃止におけるあまりに杜撰な決定過程を権利の観点から批判し違法とした2010年6月14日の福岡高裁判決は上告人（原告）らに一人の人間として生き抜くことへの希望を与えた。

その福岡高裁判決は2012年4月2日の最高裁判決により破棄差戻しとなり、差戻し後の福岡高裁判決も、たとえ貧困の中においても人としての誇りを保って生きていきたいという上告人（原告）らの思いを無視した、不当な判決を行った。

本日言い渡された判決は、貧困の中で生きる高齢者の生活の実態に目を向けず、生活保護を受けて生きる権利が憲法25条の生存権に基づく重要な権利であることを無視し、“一般低所得者”の貧困状態に合わせて生活保護基準を引き下げるといふ政府の誤った生活保護政策を追認したものである。人権の最後の砦であるべき最高裁判所がこのような判断を下したことは、「憲法の番人」としての職責を放棄したものと云わざるを得ず、憤りを禁じ得ない。

私たち福岡訴訟の原告団、弁護団、支える会は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の実現を目指して、今後も各地で闘う生存権裁判の原告団、弁護団、支える会とともに全力で闘うことをここに宣言する。

以上